

# 第七回東莞日系企業 政府定期連絡会

## 議 追 事 加 録 説 & 明

東莞市人民政府  
在広州日本国総領事館  
日本貿易振興機構広州事務所

2011年1月7日

# 第七回東莞日系企業・政府定期連絡会

## 企業質問と政府回答

### 一、転換企業が設備などで実物出資に関する問題

質問内容	回答
<p>1、設備価値の評価と鑑定について</p> <p>独資企業に設備で実物出資する場合、商検局の価値鑑定機構により価値を評価鑑定してから、外貨管理局がその鑑定金額に基づき出資検証を行う。商検局の専門鑑定機構は評価基準に基づき、信頼できる資産価値の評価を行っていると思うが、その評価方法、関連規定について詳細に説明していただきたい（出資設備の種類は主に税関監督未解除／解除済みの無償提供設備、国内調達設備）。</p> <p>若しその評価鑑定結果を受け入れがたい場合、企業としてはどうすればよろしいか。来料加工企業の内装を実物出資として取り扱うことが可能な場合、如何に価値を評価するか。</p>	<p>検験検疫局より回答：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 設備の価値評価に関する規定、方法</li></ul> <p>検験検疫局は『外商投資財産鑑定規程』（SN/T0614-1996）によって、外国企業の投資財産を評価する。評価方法は市場法、原価法、収益法、及び財政部、国家質量検査総局より規定される他の方法があり、以下の通り説明します。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1、市場法：評価する必要がある財産と同じ、或は類似する財産の現行市場価値を参考にし、比較、調整してから、財産の価値を確認する。</li><li>2、原価法：評価される財産を新品として再購入する場合、必要なコストから有形損耗、機能性損耗、経済性損耗などを差し引いて、その価値を確認する。或は財産の現状と使用年限に基づき、機能の変化を分析してから、新しさを確認した上でその価値を計算する。</li><li>3、収益法：評価される財産の合理的な予期収益能力と適切な現金換算率に基づき、財産の価値を計算する。</li></ol> <ul style="list-style-type: none"><li>● 企業が財産価値評価の結果を受け入れない場合</li></ul> <p>企業が評価結果を受け入れない時、評価機構或は上級の評価機構へ再評価を申請できる。検験検疫局の内部機構に再評価を申請する場合、費用が発生しない。検験検疫</p>

	<p>局の資格認定を取得する外部機構に再評価を依頼する場合、費用が発生するのは一般的である。</p> <p>● 来料工場の内装を現物出資とするかどうか</p> <p>来料工場の内装費用は外商投資財産価値評価の範囲に入らないため、内装費用に対する評価は行わないことになる。</p>
<p>2、現物出資設備（無償貸与設備）の価格はどのように確定されるか、また験資証明はどのように行うか？実際の手続きの詳細を解説してほしい。</p>	<p>検験検疫局より回答： 上述1の問題で回答済み。</p> <p>外貨管理局より回答： 来料加工企業の無償貸与設備を以て出資する場合、資格のある評価機構に価値評価を行ってもらうことが必要である。価値評価は会計償却の基本原則に基づき、評価機構から「商品価値評価報告」或は「商品価値鑑定書」を発行してもらう。企業は価値鑑定書など関連資料を外貨管理局資本項目管理科に提出し、験資手続を行うことが可能。</p>
<p>3、弊社は来料と独資企業2社あり、来料を独資企業に吸収合併させる場合、5年未満の設備の現物出資は優遇政策を享受できない。最近東莞市政府と税関、外貨管理局などの部門との協調の下、税関管理監督を解除した設備も現物出資できるようになったと聞いている。市政府の努力に感謝します。これらの優遇政策が適用されない「既存独資法人与来料加工廠の合併」は対象となる見込みがあるか。弊社は法人化する場合、現存独資企業に来料を吸収する方式をとることを考え、独資企業に増資するとともに、来料企業の5年超過設備と5年間未満が繰上げて税関管監を解</p>	<p>外貨管理局より回答： 来料加工企業は管理監督解除済み或いは繰り上げ管理監督解除済みの無償提供設備を以て実物出資することができるが、下記の五つの条件を満足させなければならない。1、商務部門が発行した管理監督解除済み設備の出資を許可する批准文、2、企業は元の輸入通関単正本、税関管理監督解除報告及び管理監督解除済み設備リスト正本を提出し、且つ、税関の検査によって真実であることが確認されていること、3、繰り上げ管理監督解除設備の場合、税金追納通関単、税関専用納付書を提供すること、4、評価機構は「商品価値</p>

<p>除した設備を現物出資として独資企業に投入したいが、その関連優遇政策を適用することが可能か。企業としては、既存独資と来料加工の合併に優遇政策が適用されるのであれば、非常に有用な政策と考える。</p>	<p>評価報告」或は「商品価値鑑定書」を発行し、価値評価は真実で、合法であること、5、通関単は外貨局の検査により外貨送金に使っていないことが確認されていること。</p>
<p>4、5年超の設備に関して現物出資を認めるという話を聞いたが、その手続きを教えてください。</p>	<p>外貨管理局より回答：  監督解除済み設備の験資手続は下記の通り：  1、元の輸入通関単正本、税関管理監督解除済み報告及び税関管理監督解除済み設備のリストを提出。  2、繰り上げ管理監督解除設備は税金納付通関単、税関専用納付書を提出。  3、資格のある評価機構より「商品価値評価報告」或は「商品価値鑑定書」を発行。  4、対外貿易経済合作局より管理監督解除済み設備で出資するのを許可する批准文を発行（設備リストを添付、対外経済貿易局の印鑑が必要）  5、その他。  上記書類が税関などの部門の検査を経て真実であることが判明したら、外貨管理局資本項目管理科にて験資証明手続きができる。</p>
<p>5、深圳などでは国内購入設備の現物出資を可能にすることを検討していると聞いているが、東莞では検討されているか。</p>	<p>外貨管理局より回答：  現行の外貨管理規定により、来料加工企業が無償貸与で輸入した設備を三資企業に実物出資できる。国内調達設備は資金出所が合法かどうか、設備調達が真実かどうかなどはっきりしないため、外貨管理局は当面国内調達設備で実物出資することを許可しない。  深圳市外貨管理局に伺ったところ、国内購入設備の現物出資に関して検討する予定がないとの事。</p>

<p>6、税関監督管理解除の無償提供設備と国内調達設備を実物出資出来るか。例え、国内調達設備の関係伝票が揃っていない場合、実物出資出来るか。</p>	<p>外貨管理局より回答：</p> <p>来料加工企業の管理監督解除していない設備、解除済み設備は、ともに実物出資でき、外貨管理部門での手続きは下記の通りである。</p> <p>(一) 税関管理監督解除していない設備の験資証明手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、転廠輸出通関単、三資企業転廠輸入貨物通関単。</li> <li>2、税関が発行した輸出入貨物税務証憑。</li> <li>3、資格のある評価機構が発行した「商品価値評価報告」或は「商品価値鑑定書」。</li> <li>4、対外貿易経済合作局が発行した管理監督解除していない設備で出資することを許可する批准文。</li> <li>5、その他。</li> </ol> <p>(二) 税関管理監督解除済み設備の験資証明手続き</p> <p>問題4にご参照。</p> <p>(三) 国内購入設備の現物出資について</p> <p>問題5にご参照。</p>
<p>7、来料加工企業の内装は現物出資として良いか？</p>	<p>外貨管理局より回答：</p> <p>現在実行している外貨管理規定により、来料加工の内装は現物出資とすることができない。</p>
<p>8、土地・建物の現物出資を可能にしてほしいというニーズも強い。ただ、明確な土地所有権払い下げや房産地権証を持っていないケースも多いが、何か解決案が考えられるか。</p>	<p>外貨管理局より回答：</p> <p>現在実行している外貨管理規定では外国投資者は国内の土地、建築物で出資する方法を明確にしていない。東莞市の特殊歴史事情で外国投資者が国内土地、建築物権利所属証書を持っている現状に対して、東莞外貨局は上級部門に報告し、試行政策の実施を考えている。</p>

	<p>不動産管理局より回答：</p> <p>明確な土地所有権払い下げ証明を持っていない場合、国土部門に相談することをお薦める。明確な建築物権利証を持っていない企業は下記の証明書を提出した上、不動産管理局で建築物権利証を申請できる。</p> <p>① 土地使用証</p> <p>① 建設用地企画許可証</p> <p>② 建築工程企画許可証</p> <p>③ 建築工程施工許可証</p> <p>④ 東莞市建物建築工事とインフラ施設工事 竣工検収登録証明書</p> <p>⑤ 建物測量報告</p> <p>⑥ その他</p> <p>上記書類が揃えば、5 稼働日以内に許可が下りる。</p>
<p>9、正式な領収書（発票）を取得していない資産を新設の三資企業に移管できるか？過去に累積した税務問題はどのように処理すれば良いか？</p>	<p>地方税務局より回答：</p> <p>来料加工企業の法人化期間に関わる資産帳簿処理と税務関連問題に対しては、上級部門の指導が出るまで、暫定的に下記の規定通りに実行する。</p> <p>一、無償提供設備に対するの税務処理</p> <p>① 来料企業が輸入し、且つ税関の監督管理期間未満の無償提供設備を同じ投資側が設立した新規独資企業に移管し、登録資本金に計上し、投資側より新規独資企業に直接投資する場合、企業所得税を徴収しない。</p> <p>② 来料企業の税関監督管理解除済みの無償提供設備に対するの処理方法は、現在主に以下の二つの方法で処理する。</p> <p>ア) 来料加工企業の資産、債権債務及び労働力を全て新規独資企業が受け入れ、且</p>

つ東莞市對外貿易經濟合作局が発行した来料加工企業を現地法人化することを明記する批准文あるいは「東莞市来料加工企業現地法人化追加登記表」（以下、登記表という）を持って、国税部門は「国家税務局から企業の全資産権利義務譲渡に対し、増値税を徴収しないことに関するコメント」に基づき来料加工企業に対して、増値税を徴収しない場合、企業所得税を徴収しない（この場合、規定により増値税専用領収書と普通販売領収書を発行できない）。

そのような無償提供設備を受け入れる新規独資企業は、評価機構が発行した資産評価報告により固定資産として帳簿に計上でき、評価報告により計上価値と償却年度を確定し、会計計算において対応する「資本積立金—資本プレミアム」科目に計上できる（資本プレミアムとは投資側より投入した資金が登録した資本を超える分を指す）。

イ) 来料加工企業が設備を販売し、且つ増値税領収書を発行する場合、設備転売価格（領収書金額を参考にする）と税関の通関単価格の差額に対し、25%の法定税率で企業所得税を納付する（当来料加工企業の所得税徴収方式は帳簿に基づき課税か見做し課税かを問わない）。転売取引価格が税関の通関単価格より低い場合、当該設備は転売所得がないため、企業所得税を納付する必要はない。

	<p>二、「財政部 国家税務総局の企業再編に関わる企業所得税処理に関する若干問題の通知」  （財税（2009）59号、東莞市税務局は東地稅發（2009）158号で転送）第四点第（一）の規定によると、来料加工企業が現地で生産を停止せずに法人化することは法律形式において簡単な変更に対応するので、来料加工企業の土地と不動産権利を法人化後の独資企業に変更する場合、營業稅、企業所得稅を納付する必要はない。</p> <p>資産を購入時に、正式な増値稅インボイスを取得していなかった場合、評価業者が作成する資産評価報告書に基づき新設の三資企業の固定資産として計上されることが可能。また、土地と不動産の移管について、来料加工企業が現地で生産停止せず三資企業に轉換することは法律形態の簡單変更であるため、三資企業への名義変更は營業稅と企業所得稅を納付する必要がない。</p> <p>過去に累積した稅務問題について、詳細がわからないままでは判断しつらいため、主管稅務局と問い合わせる上、ケースバイケースで解決するようにお勧めします。</p>
<p>10、法人化マニュアルにより、来料企業が法人化する時、来料加工廠の設備の移管方法が二つあり、①評価金額に基づき、新設独資企業の「資本準備金」科目（中国語では「資本公積」）に計上する、②新設独資企業に売却、減免稅条件に該当する場合 2%の増値稅率を適用できる。</p>	<p>国家稅務局より回答：</p> <p>来料加工企業が使用した管理監督期間満了の無償提供設備を移管する場合、下記三つの案がある。</p> <p>（1）来料加工企業の資産、債權債務及び労働力を全て新設立の独資企業が受け入れ、且つ東莞市對外貿易經濟合作局が発行した来料</p>



但し、実際手続する際に、鎮の国税分局は②の転売方式に基づいて減免税の申請を受理しない。方式①に基づいて評価金額で資本準備金として扱おうと指示することになる。

これで、企業の選択権がなくなりますので、国税部門は各分局に政策に従い企業の減免税申請を受理するように督促することが可能か。

加工企業を現地法人化することを明記する批准文あるいは「東莞市来料加工企業現場法人化追加登記表」を持っている場合、《全ての企業財産権の譲渡に係わる増値税徴収免除問題に関する国家税務総局の批准返答》（国税函[2002]420号）の規定により、全ての企業財産権の譲渡に係わる徴税すべき貨物の譲渡は、増値税の徴税範囲に属さないもので、増値税を徴収しない。

（2）来料加工企業が第一条の規定に属さない、且つ2008年12月31日以前に購入した生産設備を処置する場合に、《増値税低税率と簡易徴収弁法が適用される一部貨物に係わる増値税の徴収政策に関する通知》（財税[2009]9号）の規定により、一般納税人の場合は4%の徴収率に基づき増値税を半額で徴収し、普通領収書（発票）を発行する。小規模納税人の場合は2%の徴収率に基づき増値税を徴収し、普通領収書（発票）を発行する。

（3）来料加工企業は自社で使用した2009年1月1日以降に購入した固定資産を販売する場合に、増値税の適用税率或いは徴収率に基づいて増値税を計算する。一般納税人の場合は17%の税率により増値税売上税額を計算し、増値税専用領収書（発票）を発行することが可能である。小規模納税人の場合は3%の徴収率により増値税を計算徴収し、税務機関が増値税専用領収書（発票）の発行を代理することが可能である。バイヤーが取得した増値税専用領収書（発票）上に明記されている増値税額は、売上税額から控除することができる。

	<p>よって、来料加工企業の設備譲渡が（一）の増値税を徴税しない範囲に属する場合、国家税務局は減税申請を納得してはならない。また、市の国税局は各支局が関係政策に従い業務を行うことよう促す。</p>
<p>11、来料加工企業が税関、増値税を納付済みの設備を実物出資として新設の独資企業に投入できるか。</p>	<p>対外貿易経済合作局より回答：  実物出資できる。具体的な方式は監督解除済みの設備を験資した上実物出資として新設企業に投入する。</p> <p>外貨管理局より回答：  験資手続について実物出資の設備は以下の条件に満たさなければならない：  1、輸入した設備であること；  2、輸入設備の場合、対外送金したことがないものに限定。対外送金した場合、実物出資にならない。</p> <p>税関より回答：  5年超の監督解除済みの設備を実物出資とする場合、輸入関税と増値税を追納する必要がない。</p>

## 二、 転換企業の送金問題について

質問内容	回答
<p>12、来料加工廠は設備売却による取得はその他の支出と相殺した後、残金がある場合、25%の所得税を徴収するのは正しいか？所得税を納付しないと、設備の売却代金を海外の投資側に送金できないのか、他に送金する方法が有るか。</p>	<p>国税局より回答：  目下、来料加工企業が無償提供設備を売却する場合、売価（領収書に記入した価格を参考）と通関単価格の差額に対し 25%の法定税率で企業所得税を計算する。売価が通関単に乗せた価格より低い場合は設備譲渡所得がないので、企業所得税を徴収しない。</p> <p>匯発【2009】52号の第5条により、国内企</p>

	<p>業が下記業務で海外へ送金または国内で再投資、増資する場合、主管国税局と地税局にて「税務証明」の発行を申請し、所在地の外貨管理局と送金銀行に「税務証明」を提出する必要がある：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、 外商投資企業と外国投資者は国内で取得した利潤、外商投資企業は外国投資者に帰属する資本積立金、利益積立金、未処分利益を国内で増資又は再投資する場合；</li> <li>2、 外国投資者は投資の外商投資企業から先行で回収した投資、清算、持分譲渡、減資で取得した資財を国内で再投資する場合；</li> <li>3、 傘型外商投資企業の傘下企業は外貨で傘型外商投資企業に対して利益を送金する場合。</li> </ol> <p>上述規定の通り、企業所得税を納付しないと、設備の売却代金を海外の投資者に送金することができない。</p>
<p>13、来料工場の 5 年超設備を海外へ返送する場合、外貨の入金を取得することがあるか。</p>	<p>外貨管理局より回答：</p> <p>来料加工企業の 5 年以上の設備を返却する場合、外貨回収と消し込みが必要かどうかは「国家外貨管理局、税関総署から輸出入貨物の管理監督方式分類により輸出外貨回収消し込み単の使用についての通知」（匯発〔2010〕120号）の規定により、貨物通関の貿易方式は輸出外貨回収消し込み単を使用する必要がある場合、外貨を回収し、消し込みする必要がある。貨物通関の方式で外貨回収消し込み単を使用しない場合、外貨を回収する必要はない。</p>

<p>14、新設または法人化企業は今後融資便利のため、広州での日系銀行に資本金口座を開設したい（外資銀行は企業の投資側との関係より、新外資企業に信用枠を与えられる。投資側が担保したら、新外資企業に貸付金を与えられる。中国系の銀行なら、不動産で担保を入れなかったら出来ない。）しかし、資本金口座を広州の日系銀行で開設するのは東莞市外貨管理局の許可を得にくい。政策上はこういう制限がないが、一部の企業しか開設できないことは、やり方が不一致と思われる。外貨管理局は企業の需要を考慮して審査・許可していただけないか。</p>	<p>外貨管理局より回答：</p> <p>原則的に外商投資企業は広州の日系銀行で外貨資本金口座を開設できるが、慎重に選択するようアドバイスする。一つには、現在外貨管理局が資本金口座に対し、厳しい支払両替管理制度を実施し、毎回両替する時に前回の両替資金が規定通りに使用されたという証憑を提供しなければならないため、東莞以外の地域で口座を開くことは企業の運営コストを増す。もう一つは東莞市が実行している来料法人化政策は東莞の特色があるもので、外貨管理の原則は所在地の管轄なので、広東省外貨局、東莞外貨局は異なる地域で口座を開設した企業と銀行への管理を強化し、資本金両替制度を厳格に実行する。</p> <p>また、登録資本金が 300 万米ドルを超える場合、親会社と取扱銀行の関係を維持しながら、中国業務に資する資金を容易に調達できるように、複数の資本金口座を開設することが可能である。</p>
<p>15、最近第二回対外貿易人民元決済の企業名簿が公布されました。銀行は名簿に入っていない企業が国際貿易輸出して、人民元代金を回収する場合、輸出税金還付ができないという通知を企業に出したのは本当なのか。名簿に入っていない企業は国際貿易輸出代金を入金した場合、正常通りに消し込みできますか。もし、できるなら、外貨管理局は消し込みデータを税務局に送りますか。</p>	<p>外貨管理局より回答：</p> <p>中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務局、銀监会など 6 つの部門が連合で発行した「国境間貿易人民元決済試行の拡大に関する問題の通知」（銀発〔2010〕186 号）などにより、輸出貨物の人民元決済は試行企業管理制度を実行する。全国第 2 回試行企業のリストを公布してから、リストに入っていない企業の輸出は人民元で決済する場合、輸出税金還付業務を処理できない可能性がある。税金還付できない損失を避けるため、東莞外貨局は銀行に非</p>

	<p>試行企業の輸出人民元決済業務を受理しないことを知らせた。試行企業管理制度は輸出する場合の人民元決済だけに適用され、輸入する場合の送金、サービス貿易、利益配当などの業務は直接銀行で人民元決済を申請できる。</p> <p>非試行企業は国外から人民元入金があった場合、外貨局が続けて企業のために正常な輸出外貨回収消し込み手続きをし、消し込み情報を税務部門に転送する。輸出税金還付に関わらない輸出業務に対して、例えば転廠、来料加工などの輸出の場合、非試行企業が引き続き人民元で決済できる。</p> <p>東莞人民銀行、東莞外貨局は積極的に国家間の人民元決済を推進し、上級部門から試行企業への審査権利の移譲、試行企業の申請プロセスの簡素化を勝ち取っている。試行企業になりたい企業は、口座開設銀行に登録できる。東莞人民銀行、東莞外貨局は定期的に関連情報を収集する。</p>
<p>16、ある外資企業は東莞に増資しよう、既に対外貿易経済合作局から増資批准文をもらいました。批准文においての増資貨幣がUSDで、外貨管理局に人民元資本金口座を開設し、批准文と同じ価値の人民元を投資することを申請できますか。</p>	<p>外貨管理局より回答：</p> <p>外商投資企業は商務部門が許可した人民元で出資する批准文或は関連証明を提供したら、東莞外貨局資本項目管理科で人民元資本金口座を申請でき、広東省分局が許可してから、国外投資側からの人民元出資或は増資を受けられる。</p>

### 三、 総合管理費について

質問内容	回答
<p>17、独資化以降に、総合管理費用として売上(FOB 価格)の一定比率で当地の外経弁公室に納付することが求められている。これは現地政府がインフラ施設と行政サービスに用いる経費と理解するが、東莞の他、このような費用を徴収する地域がないため、投資環境を改善するには廃止するほうが良い。東莞市はこの総合管理費を徐々に引下げ、免除する見込みがあるか。</p>	<p>対外貿易経済合作局より回答：</p> <p>このような状況には歴史的な原因があり、実際は費用の徴収ではなく、協力の条件であることをご理解頂きたい。この協力方式があったこそ、安いリース料などの低コストが実現できている。また、地方政府はこの費用をインフラ等の関連施設の建設に利用し、企業の発展をより一層サポートできるようになった。東莞市では鎮により投資環境が違い、総合管理費の徴収比率もまちまちである。総合管理費の差異は各鎮の土地価格、家賃などの投資条件の差異を反映している。今後、各方面の管理が整うにつれて、企業がモデルチェンジを完了してから、この問題は一步ずつ解決に向かうだろう。</p> <p>独資化企業の負担を低減させるため、市政府は以下の措置を採っている：</p> <p>1、口岸建設費の低減：「三来一補企業が三資企業に転換後の費用負担にかかわる関連問題への回答」（府弁複〔2010〕678号）により、「三来一補」から三資企業に切り替えた後、口岸インフラ建設費用が増える場合、移行期間を設置する。具体的には、三資企業へ切り替える日から3年間に遡って来料加工として支払った口岸インフラ建設費の年間平均数を「実際支払基数」として、切り替えた後三資企業として3年間に、年間ごとに計上納付し</p>

	<p>た口岸インフラ建設費が「実際支払基数」を上回る部分は返付される。</p> <p>2、契税を減免。</p>
--	---

四、加工貿易の転換・高度化政策について（以下は対外貿易経済合作局より回答）

質問内容	回答
<p>18、来料独資化の優遇期間が来年6月までとなっていますが、延長又は一定の移行期間はあり得ますか。</p>	<p>対外貿易経済合作局より回答：</p> <p>国は来料法人化に対して明確な態度を示しており、優遇政策の期限は2011年6月31日までとなっている。</p>
<p>19、法人化を機に組織再編を検討する事例が多い。来料加工廠を既存の独資会社へ吸収する場合であっても優遇政策を使いたいという要望はかなりあり。深圳市では一定の条件を満たせばサポート策を使う方向で進めているが、東莞では検討可能でしょうか。なお、深圳の補助金制度は、「深財企[2009]190号」により、</p> <p>適用条件：</p> <p>①深圳に登録企業</p> <p>②市、区貿易工業部門承認の同一場所で生産を停止せずに来料独資転換外商投資企業</p> <p>③独資転換後の当年度売上規模はRMB5M以上の企業</p> <p>④法律に照らし、中央税と地方税を払い、脱税行為無し、良好の納税記録がある企業</p> <p>対象期間：2009年1月1日～2011年12月31日</p> <p>金額：企業の地方財力への貢献度の30%に基づき、一括補助金を支給し、上</p>	<p>対外貿易経済合作局より回答：</p> <p>東莞市政府は10億元の専用資金を割り当て、研究機構の設立、本部の設立、モデルチェンジの指導、製品の国内販売、国内宣伝推薦プロジェクト、モデルチェンジの費用、新規プロジェクト或は増資、モデルチェンジ指導計画の参加などを援助・褒賞する。援助と褒賞の対象は法人資格を持つ外商投資企業も含める。来料法人化の関連手続費用も全額補助する。</p>

<p>限を 100 万 RMB とする</p>	
<p>20、法人化した独資企業が来料加工に従事することにおいて、税関が慣れていなかったりして、結局進料加工へ戻すという話も聞いたことがある。独資企業が来料加工に従事する認可が実際にはなかなか下りないという話もあり、この点も改善を希望したい。</p>	<p>対外貿易経済合作局より回答：</p> <p>企業がモデルチェンジした後、進料加工業務であっても来料加工業務であっても、税関での業務は順調に行っている。個別の企業が順調にできていない場合、適時に外経局に状況を報告し、外経局が税関と折衝する。</p>
<p>21、来料加工廠より独資法人（三資企業）への転換等について。</p> <p>(1) 来料加工廠としての運営（操業）は正式に禁止（廃止）となった（なる予定）か？</p> <p>(2) 独資転換出来ない（運営困難）企業は撤退を選択となりますが、清算する事に対しての優遇を考慮してもらえないか？（設備返却手続き簡素化、過去の清算不要）</p>	<p>対外貿易経済合作局より回答：</p> <p>(1) 独資企業になっても、引き続き来料加工業務ができる。来料加工企業と新規独資“二つ企業の併存”期間は最長一年とする。</p> <p>(2) 来料企業が撤退を選択する場合、各部門では清算プロセスを詳しく定められており、手続きも複雑ではない。</p>
<p>22、東莞市では、深圳のように 2012 年まで来料の継続を認可するようことはあるか。</p>	<p>対外貿易経済合作局より回答：</p> <p>国の加工貿易政策は安定しており、来料加工業務は貿易形態の一種として長期的に継続ことができる。ただし、今後來料加工に対する政策がどのように調整されるかは把握しにくい。政策がより一層規範化されることに間違いはないと見込む。目下、来料加工企業に対する優遇政策が取り消され（たとえば、非独立法人の来料加工企業が輸入する設備は増値</p>



	<p>税を納付する必要がある、仕入れ税目に計上できない)、運営がますます難しくなるのではないかと思うため、優遇政策を活用して早めに法人化手続を遂行するようにお勧めします。</p>
<p>23、東莞市における来料企業の独資化完了の状況と、このうち日系企業の独資化の完了状況について教えていただきたい。</p>	<p>対外貿易経済合作局より回答：</p> <p>2010年12月までに、弊局がモデルチェンジを受けつけた来料加工企業は2179社、完了した企業は1416社である。その内、日系企業は36社、投資総額は54416.72万USDである。例えば、京セラ愛克(東莞)電子有限公司、日本電産三協電子(東莞)有限公司、東莞太陽誘電(広東)有限公司など。</p>
<p>24、新設外資企業の投資者は来料加工の外国側委託者ではなければならないか</p>	<p>対外貿易経済合作局より回答：</p> <p>現在政府が公布した法人化政策は同一投資側が来料企業を独資企業に転換することに対する政策なので、来料企業の投資側と新設独資企業の投資側は一致しなければならない。もし企業の投資側が一致していない場合、随時連絡していただければ、ケースバイケースで対応する。</p>
<p>25、新設企業の生産能力証明の審査批准手続について教えてほしい。新設企業より行うか、又は元の生産能力証明を使用できるか。</p>	<p>対外貿易経済合作局より回答：</p> <p>新設企業の名義で新しい生産能力証明を申請しなければならない。</p> <p>申請手順は以下の通り：</p> <p>① 企業は自分のユーザーIDとパスワードで</p>

	<p>「商務部加工貿易統計分析システム」に登録。表二「加工貿易経営状況及び生産能力証明」に書き込み、審査機関を選ぶ（市属企業は東莞市加工貿易二科を選び、鎮属企業は当地對外貿易經濟合作弁公室に聞いて下さい）。</p> <p>② 表二をプリントアウトしてから、企業法人代表者がこれにサインし、印章を押す。</p> <p>③ 市属企業は東莞市對外貿易經濟合作局三階の加工貿易科に申請し、鎮属企業は鎮對外貿易經濟合作弁公室に申請し、主管部門より企業の実際状況を確認してもらう。</p> <p>④ 必要資料は、社会保険登記証、労働年度審査登記証、汚染物排出許可証である。</p> <p>モデルチェンジする企業の場合、市・鎮對外貿易經濟機構は手続きを簡素させ、即時サービスを提供する。</p> <p>分析システムの URL:  <a href="http://jmsa.ec.com.cn/jmsa/index.jsp">http://jmsa.ec.com.cn/jmsa/index.jsp</a></p>
<p>26、深圳市では、来料独資化企業に対して、初年度の売上が 500 万元を超える場合、納税状況にかがみ、最大で 100 万人民币を補助金できますが、東莞でも補助金制度の検討はありますか。</p>	<p>對外貿易經濟合作局より回答：</p> <p>東莞市政府は 10 億元の専用資金を割り当て、研究機構の設立、本部の設立、モデルチェンジの指導、製品の国内販売、国内商標登録、モデルチェンジの費用、新規プロジェクト或は増資、モデルチェンジ指導計画の参加などを援助・褒賞する。来料法人化の関連手續費用も全額補助する。</p>

--	--

五、税関問題について（以下は東莞税関より回答）

質問内容	回答
<p>27、来料加工廠の仕掛品を法人化の独資企業に移管する方法について教えてほしい。</p> <p>来料加工廠を閉鎖する時、残った仕掛品を如何に処理すればいいか困っています。現行規定では、来料加工廠の余剰保税原材料を直接に法人化の独資企業に移管することができるが、仕掛品の場合、保税で輸入した原材料のみではなく、製造費用も含まれている。独資企業は製造費を含める代金を如何に海外の仕入先に送金するのか。転廠という方法を利用することが可能か。</p>	<p>東莞税関より回答：</p> <p>来料加工企業と法人化後の独資企業は二つの新旧企業と見なされますので、来料加工企業の生産ライセンスに製品と独資企業生産ライセンスの材料に仕掛品を登録すれば、税関は仕掛品の転廠を認める。</p>
<p>28、2011年6月末で支援策期限が過ぎてから、設備の輸入税金を納付することで引続き現物出資が可能と理解していたが、最近来年7月以降は納税の有無に関わらず税関システムの制約で無償貸与設備の現物出資自体ができないという情報もある。来年7月以降の現物出資の可否と税関システムの問題に関して教えて欲しい。</p>	<p>東莞税関より回答：</p> <p>2011年6月に支援政策の期限が過ぎても、無償貸与設備の輸入税金を納付することで国内調達設備として現物出資ができる。現在は税関システムの問題で無償貸与設備の輸入税関を納付しても現物出資できないという状況がない。</p>
<p>29、東莞市政府と黄埔税関は2010年第一回の連合会議で、規定期間内に自己検査・自己申告した2900社の企業に対して規定通りに弾力的に対応と明らかにした同時に、更に促進策を検討すると意向を表した。最近、東莞市が加工貿易転換・高度化のモデルエリアとして認定され、</p>	<p>東莞税関より回答：</p> <p>黄埔税関は《珠江デルタ地区改革発展計画大要》における、東莞市の加工貿易転換・高度化のモデルエリアとしての建設課題に対して重視しているため、企業は何かアドバイス及び問題点があれば、地元政府に提出し、東莞市政府と黄埔税関は連合会議で検討するこ</p>

<p>新たな税関措置を公布する見込みがありますか？</p>	<p>とになる。</p> <p>対外貿易経済合作局より回答：</p> <p>東莞市政府は「珠江デルタ地区改革発展規画綱要」を着実に実施しており、加工貿易転換。高度化のモデル都市として認定され、黄埔税関のご協力を得ながら、モデル年の詳細方案を作成しており、税関、税務など先行措置を講じることが可能。</p> <p>企業よりご提案がある場合、対外貿易経済合作局にご提出のほどお願いします。</p>
<p>30、加工貿易手冊で登録した原材料、製品は完全に輸入、輸出しなかった場合、手冊の余剰分は全部新規独資企業に移転できるか？</p>	<p>東莞税関より回答：</p> <p>黄埔税関《企業法人化加工貿易業務操作ガイド》の関連規定により、法人化後の独資企業は市対外貿易経済合作局から取得した批准証書で新加工貿易手帳を申請する。来料加工企業の手帳の余剰材料は余剰原材料移転の方法で法人化後の独資企業の手帳に移転できる。</p>
<p>31、加工契約の期限前中止の違約金について、特別な政策規定がありますか？中国パートナーに違約金を支払う必要がありますか？</p>	<p>東莞税関より回答：</p> <p>税関はこの点について主管部門ではないため、関連する政策規定はない。</p>

## 六、その他

質問内容	回答
<p>32、11月、12月に法人化した企業が多い、新設独資企業は2010年での経営期間が非常に短く、税法に基づき開業費用を設立年度に一括減価償却する場合、赤字となる。</p> <p>税務局は関連会社と取引を行う赤字企業</p>	<p>地方税務局より回答：</p> <p>一、現在、企業のドキュメンテーションの準備と提出についての一般規定は「特別納税調整実施弁法（試行）」（国税発〈2009〉2号、以下「弁法」という）によると、「弁法」の第十五条で規定されているドキュメンテーショ</p>

に対して「同期資料」とドキュメンテーションの提出を要求する。法人化企業がほとんど関連会社と取引を行っており、赤字になったら税務局に「同期資料」の提出を求められると恐れている。合理的な解釈を提出できたら、ドキュメンテーションを提出しなくてもいいか。中小企業にとって、ドキュメンテーションの作成は大きな負担になる。

ンの提出免除条件と一致しない場合、関連取引が発生した年度の翌年の5月31日までに当年度のドキュメンテーションの準備を完了すべきで、そして、税務機構の要求した日から20日以内に提出しなければならない。

また、「国家税務総局の国境を跨る関連取引に対しての監視と調査を強化することに関する通知」（国税函〈2009〉363号、以下、「通知」という）によると、多国籍企業は中国国内で設立した単一の生産（来料加工又は進料加工）、代理販売と契約開発等機能とリスクが有限である企業に対して、欠損が出れば、「弁法」で規定されたドキュメンテーションの提出の基準を満たすか満たさないかに関わらず、欠損が発生した年度でドキュメンテーションと他の関連資料を準備し、翌年の6月20日までに主管税務機構に提出しなければならない。

二、来料法人化後の外資企業（以下、法人化企業という）が、生産初期に欠損が出た場合、ドキュメンテーションの準備と提出が必要かどうかについて、暫定的に下記の規定通りに実行する。

法人化企業は切り替える当年度（切り替える当年度の実際経営期間が一年に満たない場合を含む）で欠損が出る場合、一時的にドキュメンテーションの準備と提出をしなくてもよい。但し、法人化後の二年目及びそれ以降の年度はドキュメンテーション管理の一般規定に従わなければならない。

33、弊社は長安鎮に於ける外商独資企業で、主にプラスチック製品と金型を生産し、販売しています。生産拡大及びコストダウンのために、外注していた塗装工程を社内の生産プロセスに入れたい。環境保護局は塗装工程に対する審査許可が益々厳しくなってきたので、弊社は何回申請しても許可を取得できず経営を拡大できません。塗装工程は汚染プロジェクトであるが、弊社は必ず塗装工程に対して汚染処理施設を完備し、環境汚染を軽減し、環境局の要求に満たすので、政府は弊社の実情に基づいて、考えていただけないか。

環境保護局より回答：

(1) 単純な塗装工程で、廃気が主な汚染物であるが、塗装工程にはよく事前処理工程が必要であるから、部品がプラスチック製品である場合の事前処理工程は油の取り除き、洗浄、金属製品である場合の事前処理工程は油の取り除き、塩酸で洗い流すこと、リン酸化、鈍化、陽極酸化などで、主な汚染物は酸性廃水、或は金属がある廃水である。

(2) 塗装工程を行う企業に対して、主な場所選択要求としては、現地の規格と合致し、住宅地から離れた場所に工場を建設するよう要求する。廃水の排出があれば、鎮から COD 総量の制御指標を取得するほか、廃水の排出に応じる環境条件が備わるかどうか考えなければならない。

(3) 省環境保護庁の要求に従って、石碼川流域の鎮で審査許可を既に制限し、廃水の排出があるプロジェクトに対する申審査許可手続きを一時止めることになった。

(4) 電気メッキの工程、或は省の審査許可条件に入る工程があれば、省環境保護局より審査許可する必要がある。